

川崎市告示第552号

川崎市道路占用規則（平成３年規則第３３号）第４条に規定する道路占用許可基準の一部を次のように改正する。

令和 ７ 年 １ １ 月 ４ 日

川崎市長 福田 紀彦

第３６中「第３５」を「第３７」に改め、第３６を第３８とし、第３５の次に次のように加える。

（道路法施行令第１６条の３各号に掲げる歩行者利便増進施設等）

第３６ 第２、第５、第７、第８、第１０、第１１、第１３、第１９、第２１から第２３まで、第２６から第２９まで及び第３５の基準にかかわらず、「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和２年１１月２５日付け国土交通省国道利第２４号）」による。

（都市再生特別措置法施行令第１７条各号に掲げる施設等）

第３７ 第２、第５、第７、第２１から第２３まで、第２６から第２９まで及び第３５の基準にかかわらず、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて（平成２３年１０月２０日付け国土交通省国道利第２２号）」による。